



# 山形県公報

平成15年5月9日(金)  
第1438号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定..... | (健康福祉企画課) ... 658      |
| 生活保護法による指定介護機関の指定..... | ( 同 ) ... 同            |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....    | (村山総合支庁農村計画課) ... 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....    | ( 同 ) ... 659          |
| 土地改良区の定款変更の認可.....     | ( 同 ) ... 同            |
| 同.....                 | (最上総合支庁農村計画課) ... 同    |
| 土地改良区連合の役員の就任の届出.....  | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同    |
| 県営土地改良事業計画の変更.....     | ( 同 ) ... 660          |
| 開発行為に関する工事の完了.....     | (村山総合支庁建築課) ... 同      |
| 道路の区域の変更.....          | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同 |
| 同.....                 | (置賜総合支庁建設総務課) ... 661  |
| 県道の供用の開始.....          | ( 同 ) ... 同            |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 山形県指定天然記念物の指定..... | 同   |
| 山形県指定有形文化財の指定..... | 662 |

### 人事委員会関係

#### 告 示

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 平成15年度山形県職員採用上級試験の実施..... | 同   |
| 平成15年度山形県警察官採用試験の実施.....  | 665 |

### 病院事業局関係

#### 告 示

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 口頭により開示請求を行うことができる個人情報..... | 668 |
|-----------------------------|-----|

### 公 告

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....    | (村山総合支庁企画振興課) ... 同   |
| 同.....                     | ( 同 ) ... 同           |
| 同.....                     | (置賜総合支庁企画振興課) ... 669 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....         | (商業振興課) ... 同         |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....       | (出納局) ... 670         |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....  | (公安委員会) ... 同         |
| 山形県企業局水道用水供給事業に係る情報提供..... | (企業局) ... 671         |

## 告 示

## 山形県告示第504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地           | 指定年月日    |
|---------------|----------------------|----------|
| 関川内科医院        | 山形市相生町8番地の61         | 平成15.4.1 |
| くわぞえ整形外科クリニック | 同 花楸二丁目7番6号          | 同        |
| 小松歯科医院        | 同 あこや町三丁目9番10号       | 同 4.15   |
| よこやま皮膚科医院     | 鶴岡市美咲町25番地の12        | 同        |
| たかはた調剤薬局      | 東置賜郡高畠町大字高畠276番地の16  | 同        |
| 笠原クリニック中診療所   | 東村山郡山辺町大字大蕨字中田1223番地 | 同 4.25   |

## 山形県告示第505号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日    |
|-----------------|---------------|----------------|----------|
| さんゆうグループホームふいりあ | 痴呆対応型共同生活介護   | 米沢市万世町桑山4660番地 | 平成15.4.1 |
| フラワ-吉原          | 痴呆対応型共同生活介護   | 山形市南館三丁目21番50号 | 同 4.15   |

## 山形県告示第506号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所        |
|----------|---------|------------|
| 理 事      | 渡 邊 亮 氏 | 山形市大字船町117 |

## 山形県告示第507号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 理事       | 菊地 久 | 山形市大字向新田字向野276-2 |

## 山形県告示第508号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番地3
- 3 認可年月日  
平成15年4月30日

## 山形県告示第509号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
白須賀土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字清水1526番地
- 3 認可年月日  
平成15年4月28日

## 山形県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                 |
|----------|--------|--------------------|
| 理事       | 岩崎 直   | 飽海郡松山町大字大川渡字五反割4番地 |
| 監事       | 齋藤 久太郎 | 同 平田町大字山谷字三ヶ沢13番地  |

山形県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営笹山地区土地改良（一般農道整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（笹山地区一般農道整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
朝日村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年5月16日から同年6月13日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第512号

次の開発行為は、完了した。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

- 1 許可番号  
平成14年10月29日 指令村総建第5029号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字観音寺字下表2651 - 1、字南原2547 - 1、2474 - 2、2552 - 1、2555、2560 - 1、2560 - 2、2561、2564 - 1、2565 - 1、2566 - 3、2567、2568 - 1、2569 - 3、2569 - 5、2571、2581、2582、2583、2584、2594 - 1、2595、2596、大字野川字向原2614 - 2、2623 - 4、2623 - 5、2624 - 1、2629 - 1、2630 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字蟹沢1816番地の12  
アイジー工業株式会社

山形県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年5月9日から同年5月22日まで縦覧に供する。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|--------------------|---|------|----------|-------------|
| 尾花沢市大字押切字榎原910番1から |   | 旧    | 17.0メートル | メートル<br>545 |
| 同 字押切241番1まで       |   |      | 7.5      |             |
| 同                  | 上 | 新    | 17.0メートル | 同上          |
|                    |   |      | 7.5      |             |
| 同                  | 上 |      | 30.0メートル | メートル<br>535 |
|                    |   |      | 13.5     |             |

山形県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月9日から同年5月22日まで縦覧に供する。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 南陽市金山字石那坂一4360番5から<br>同 字原二4169番1まで | 旧    | 16.4メートル<br>と<br>6.2 | メートル<br>578 |
| 南陽市金山字石那坂一4360番5から<br>同 字原二4196番1   | 新    | 16.4メートル<br>と<br>6.2 | 同 上         |
| 同 上                                 |      | 37.4メートル<br>と<br>6.3 | メートル<br>568 |

山形県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月9日から同年5月22日まで縦覧に供する。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市金山字石那坂一4360番5から  
同 字原二4169番地1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年5月9日

**教育委員会関係**

告 示

山形県教育委員会告示第6号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第31条第1項の規定により、山形県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成15年5月9日

山形県教育委員会  
委員長 安 孫 子 博

| 名 称     | 所 在 地              | 地 番                                  | 地目 | 地 積                     | 所 有 者                       | 所有者の住所         |
|---------|--------------------|--------------------------------------|----|-------------------------|-----------------------------|----------------|
| 滝の沢の一本杉 | 最上郡真室川町大字<br>釜淵字釜淵 | 檜木森国<br>有林125林<br>班よ <sub>2</sub> 小班 | 山林 | 1,200<br>m <sup>2</sup> | 農林水産省<br>（林野庁東北森林<br>管理局管理） | （秋田県秋田市中<br>通） |

## 山形県教育委員会告示第7号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成15年5月9日

山形県教育委員会  
委員長 安孫子 博

## 建造物の部

| 名 称   | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所 |
|-------|-----|-------|-------------|
| 旧丸大扇屋 | 7棟  | 長井市   | 長井市ままの上     |

## 人事委員会関係

## 告 示

## 山形県人事委員会告示第3号

平成15年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成15年5月9日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

- 試験の名称  
平成15年度山形県職員採用上級試験
- 試験区分及び採用予定人員  
行政約20名、警察行政若干名、土木若干名、建築若干名、化学若干名、一般農業若干名、農業土木若干名、林業若干名、水産若干名、電気若干名、機械若干名、工業化学若干名、少年補導専門官若干名
- 試験の程度  
大学卒業程度
- 対象となる職  
行政職給料表の職務の級2級の職又はこれに相当する職
- 給 与  
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適 用 給 料 表   | 給 料   |
|-------------|-------|
| 行 政 職 給 料 表 | 2級2号給 |
| 研 究 職 給 料 表 | 2級2号給 |

## 6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「工業化学」は除く。）及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

- 昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者
- 昭和57年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者  
学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成16年3月までに卒業見込みの者  
人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者  
また、次表に掲げる試験区分については、右欄の資格要件を満たす者に限り、受験できる。

| 試験区分 | 資格要件                                      |
|------|-------------------------------------------|
| 一般農業 | 改良普及員の任用資格を有する者又は平成16年3月までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)  
専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

## (2) 試験の実施日

平成15年6月22日(日)

## (3) 試験地

山形市

## (4) 第1次試験合格者発表

平成15年7月4日(金)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

総合試験(記述式)、人物試験及び身体測定。ただし、身体測定は少年補導専門官についてのみ実施する。  
身体測定の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日(予定)

平成15年7月11日(金)及び7月22日(火)から7月25日(金)までのうち指定する1日

## (3) 試験地

山形市

## 9 最終合格者発表

平成15年8月下旬に、山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書等に必要事項を記入し、本人の写真を写真欄にはり、80円切手をはったあて先明記の受験票返信用封筒(長形3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

## (3) 受験申込期間及び受験申込時間

土曜日及び日曜日を除き、平成15年5月19日(月)から6月2日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。  
なお、郵送による申込みは、平成15年6月2日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

専門試験出題分野一覧表

| 試験      | 試験区分                                      | 出題分野                                                                          | 出題形式  |
|---------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第1次     | 行政                                        | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                | 多枝選択式 |
|         | 警察行政                                      | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                |       |
|         | 土木                                        | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工                                        |       |
|         | 建築                                        | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                              |       |
|         | 化学                                        | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学                                  |       |
|         | 一般農業                                      | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学・食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画 |       |
|         | 農業土木                                      | 数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般                       |       |
|         | 林業                                        | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学                                                 |       |
|         | 水産                                        | 水産学通論・漁政、水産生物学、水産海洋学・水産物理学、水産化学、水産資源学・水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済                    |       |
|         | 電気                                        | 数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学                                   |       |
|         | 機械                                        | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作                                  |       |
|         | 工業化学                                      | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学                                  |       |
| 少年補導専門官 | 社会福祉概論、社会学概論、社会心理学・一般心理学、教育心理学、応用心理学、社会調査 |                                                                               |       |

別表2

身体測定基準(少年補導専門官のみ)

| 項目  | 基準                                     |
|-----|----------------------------------------|
| 視力  | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 色覚  | 正常であること。                               |
| 聴力  | 正常であること。                               |
| その他 | 職務遂行に支障のない身体であること。                     |



## 山形県人事委員会告示第4号

平成15年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成15年5月9日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

## 1 試験の名称

平成15年度山形県警察官採用試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

警察官A(男性)約25名、警察官A(女性)若干名、警察官A(武道指導)1名、警察官B(男性)約15名、警察官B(女性)若干名

## 3 試験の程度

警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)は大学卒程度、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

## 5 給与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)は、公安職給料表1級7号給で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は、公安職給料表1級2号給であり、このほか同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

この試験の受験資格は、別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、身体測定1、体力検査1、実技試験(警察官A(武道指導)のみ。)  
身体測定1の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日

警察官A(男性)及び警察官A(女性)は7月13日(日)、警察官A(武道指導)は7月13日(日)及び7月14日(月)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は9月21日(日)

## (3) 試験地

警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)は山形市、鶴岡市。ただし、警察官A(武道指導)の第2日目は天童市。警察官B(男性)及び警察官B(女性)は山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市。

## (4) 第1次試験合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)については8月6日(水)(予定)に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、10月10日(金)(予定)に、山形県庁、山形県警察本部及び県内各警察署に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験1、人物試験2、体力検査2、身体検査、身体測定2  
身体測定2の基準は、別表3のとおりである。

## (2) 試験の実施日(予定)

警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)については、8月24日(日)及び9月上旬の指定する1日、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、10月26日(日)及び11月中旬の指定する1日

## (3) 試験地

山形市

## 9 最終合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)については、9月中旬に、警察官B(男性)

及び警察官B(女性)については、11月中旬に、山形県庁、山形県警察本部及び県内各警察署に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

#### 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

#### 11 受験手続

##### (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を必ず同封して、山形県警察本部警務課(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577)あて請求すること。

##### (2) 受験の申込み

ア 受験申込書及び受験票に所要事項を記入し、本人の写真をはり、山形県警察本部警務課に持参により提出するか、郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A(男性)受験」等と朱書すること。

イ 受験申込書及び受験票を提出するときは、80円切手を貼ったあて先明記の受験票返信用封筒(長形3号封筒)を添付し、角形2号封筒に折らないで入れること。

##### (3) 受験申込期間及び受験申込時間

土曜日及び日曜日を除き、警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)については、平成15年6月6日(金)から平成15年6月27日(金)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成15年8月8日(金)から平成15年8月29日(金)までのそれぞれ午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送による申込みは、警察官A(男性)、警察官A(女性)及び警察官A(武道指導)については、平成15年6月27日(金)まで、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成15年8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行くこと。

(2) その他受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分     | 受験資格                                                                                                                                        |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官A(男性) | 昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成16年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |
| 警察官A(女性) | 昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成16年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>警察官 A<br/>(武道指導)</p> | <p>昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br/>                 (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成16年3月までに卒業見込みの者<br/>                 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br/>                 (3) 柔道の段位が3段以上の者又は平成16年3月までに3段を取得する見込みの者<br/>                 (4) 全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う競技大会及びそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者</p> |
| <p>警察官 B (男性)</p>       | <p>昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br/>                 (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成16年3月までに卒業見込みの者<br/>                 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>警察官 B (女性)</p>       | <p>昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br/>                 (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成16年3月までに卒業見込みの者<br/>                 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>                                                                                                                                                                           |

別表 2

| 試験区分                                        | 項目  | 基準                  |
|---------------------------------------------|-----|---------------------|
| <p>警察官 A (男性) 警察官 A (武道指導) 及び警察官 B (男性)</p> | 身長  | 160センチメートル以上であること。  |
|                                             | 体重  | 47キログラム以上であること。     |
|                                             | 胸囲  | 78センチメートル以上であること。   |
|                                             | 色覚  | 正常であること。            |
|                                             | その他 | 職務の遂行に支障のない身体であること。 |
| <p>警察官 A (女性) 警察官 B (女性)</p>                | 身長  | 155センチメートル以上であること。  |
|                                             | 体重  | 43キログラム以上であること。     |
|                                             | 色覚  | 正常であること。            |
|                                             | その他 | 職務の遂行に支障のない身体であること。 |

別表 3

| 試験区分       | 項目 | 基準                                     |
|------------|----|----------------------------------------|
| <p>全区分</p> | 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|            | 聴力 | 正常であること。                               |

## 病院事業局関係

### 告 示

#### 山形県病院事業告示第2号

山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のように定め、告示の日以降に実施する試験等から適用する。

平成15年5月9日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

| 口頭により開示請求を行うことができる個人情報 |                                                 | 口頭により開示請求を行うことができる期間 | 口頭により開示請求を行うことができる場所 |
|------------------------|-------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 事 項                    | 内 容                                             |                      |                      |
| 職員選考試験                 | 総合得点及び順位<br>(一次試験に係るものにあつては、一次試験の不合格者に係るものに限る。) | 合格発表の日から1月間          | 病院事業局県立病院課           |
| 技能労務職員選考試験             | 総合得点及び順位                                        | 同                    | 同                    |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があつた。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあつた年月日  
平成15年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 山形パプア友好協会
  - (2) 代表者の氏名  
志田 庸一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市蔵王半郷441番地5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、1995年に締結された山形県とインドネシア共和国パプア州(2002年イリアンジャヤ州から改称)との姉妹県州盟約を民間から支援するもので、山形県およびパプア州の人々等に対して人材、文化、技術等の国際交流と国際協力事業を展開し、両地域の公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があつた。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあつた年月日  
平成15年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

## 目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト

## (2) 代表者の氏名

齋藤 政美

## (3) 主たる事務所の所在地

山形県山形市蔵王西成沢183番地5（18 - 13）

## (4) その他の事務所の所在地

M G -811, Belderpala, P.O. Ghoramara, Rajshahi 6100, Bangladesh

## (5) 定款に記載された目的

この法人は、市民の自発的参加と責任に基づき、バングラデッシュ国で困難な状況にある人々の自立に向けた協力を行うとともに、人権、貧困等に代表される現代社会の様々な問題の解決のために必要な海外協力等の諸活動を行い、すべての人が持つ豊かな可能性が開花する社会の実現をめざす。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 申請のあった年月日

平成15年4月18日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 三條かの記念館

## (2) 代表者の氏名

三條 貞夫

## (3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市城南一丁目5番27号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、剣道をとおした青少年の健全育成活動、地域のまちづくりの推進を図る活動を支援し、文化、芸術及びスポーツの振興を図る事業を行ない、健やかで、活力のある、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年9月9日まで縦覧に供する。

平成15年5月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ旭新町店

酒田市旭新町16番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 開店時刻  | 閉店時刻 | 備考              |
|-------|------|-----------------|
| 午前10時 | 午後9時 | 年間60日は、開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考              |
|-------|-------|-----------------|
| 午前10時 | 午後10時 | 年間60日は、開店時刻午前9時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成15年5月1日

5 届出年月日

平成15年4月23日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年9月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

山形県広報誌「県民のあゆみ」

年間数量2,373,600部程度(年6回発行 1回当たり395,600部程度)

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課契約係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

3 落札者を決定した日 平成15年4月1日

4 落札者の名称及び所在地

藤庄印刷株式会社 山形市北町一丁目3番1号

5 落札金額 20.79円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成15年2月18日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月9日

山形県知事 高橋和雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
指紋情報管理システムの賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
エヌイーシーリース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 52,603,740円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

水道法(昭和32年6月15日法律第177号)第31条において準用する同法第24条の2に基づき、定期水質検査の結果等について各広域水道用水供給事業の概要を作成し、県行政情報センター、県総合支庁窓口、県立図書館及び市町村立図書館に配備し、情報提供を行った。

その概要は、次のとおりである。

平成15年5月9日

山形県企業管理者 細 野 武 司

- 1 水質検査結果  
平成13年度に実施した1日1回行う色・濁り及び消毒の残留効果に関する検査並びに概ね1か月ごとに行う水質基準に関する検査について、すべての広域水道用水供給事業において基準を満たしている。
- 2 事業実施体制  
本局(総務課及び水道課)、置賜地区水道事務所、村山地区水道事務所、最上地区水道事務所及び庄内地区水道事務所(本所及び平田支所)
- 3 費用
  - (1) 置賜広域水道用水供給事業  
建設事業費 11,479百万円、平成13年度総費用 716,091,633円
  - (2) 村山広域水道用水供給事業  
建設事業費 67,878百万円、平成13年度総費用 3,779,254,216円
  - (3) 最上広域水道用水供給事業  
建設事業費 10,186百万円、平成13年度総費用 708,826,865円
  - (4) 庄内広域水道用水供給事業  
建設事業費 69,920百万円、平成13年度総費用 1,264,308,376円

平成15年5月9日印刷  
平成15年5月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056